平成 28 年度地方税制改正(案)について

総　務　省
平成 27 年 12 月

平成 28 年度の与党税制改正大綱(12 月 16 日決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1　法人税改革

◎　法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大

○　資本金１億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を８分の５に拡大（㉖ 2/8→㉗ 3/8→㉘ 5/8）。

● 国・地方を通じた法人実効税率　㉖ 34.62% → ㉗ 32.11% → ㉘ 29.97%　　※㉚ 29.74%

〔標準税率〕	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～
所得割　※	7.2 %	6.0 %	3.6 %
付加価値割	0.48%	0.72%	1.2 %
資本割	0.2 %	0.3 %	0.5 %

※平成 28 年度までは、地方法人特別税を含む

○　外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、３年間、負担増を軽減（㉘ 3/4 軽減、㉙ 2/4 軽減、㉚ 1/4 軽減）。

2　地方法人課税の偏在是正

◎　法人住民税の交付税原資化（平成 29 年度～）

○　消費税率（国・地方）10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正（[　] は制限税率）

道府県民税　：3.2%　→　1.0%（△2.2%）[2.0%]

市町村民税　：9.7%　→　6.0%（△3.7%）[8.4%]

(2) 地方法人税の税率の改正

4.4%　→ 10.3%（＋5.9%）

○　偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して地方財政計画に歳出を計上。

◎　地方法人特別税の廃止等（平成 29 年度～）

○　地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元。

○　法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設。

・交付額：法人事業税額の 5.4%

・交付基準：従業者数

※　いずれも所要の経過措置を講ずる。

３　車体課税

◎　自動車取得税の廃止と環境性能割（仮称）の創設（平成 29 年度～）

○　平成 29 年４月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を創設。

・税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、１%、２%、３%の４段階を基本とする（営業車・軽自動車の税率は、当分の間、２%を上限）。〔別紙参照〕
・新車・中古車を問わず対象とする。
・税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、２年ごとに見直しを行う。
・軽自動車税環境性能割（仮称）は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
・自動車税環境性能割（仮称）について、税収の一定割合を市町村へ交付する制度を設ける。

◎　グリーン化特例（軽課）の見直し・延長

○　自動車税におけるグリーン化特例の見直し。
　・基準の切り替えと重点化を行った上で１年間延長。〔別紙参照〕

○　軽自動車税におけるグリーン化特例の延長。
　・現行の特例措置について適用期限を１年間延長。

４　地方消費税

◎　消費税（国・地方）の軽減税率制度（平成 29 年度～）

○　消費税（国・地方）の軽減税率制度を平成 29 年４月から導入。

○　対象品目
　・酒類及び外食を除く飲食料品
　・定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞

○　軽減税率：８%（国分：6.24% 地方分：1.76%）
（標準税率：10%（国分：7.8%　地方分：2.2%））

○　軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる　等

◎　地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

○　消費税率（国・地方）の引上げによる影響を踏まえ、徴収取扱費を見直す。
　・譲渡割：既往の１%相当分（社会保障財源化分以外）×0.55%
　・貨物割：既往の１%相当分（社会保障財源化分以外）×0.55%

５　固定資産税

◎　地域の中小企業による設備投資の支援

○　地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する一定の機械及び装置の固定資産税の課税標準の特例措置（最初の３年間価格の１／２）を創設。

※ 中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定が前提。（同法附則により地方税法を改正）

○　固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

◎　農地保有に係る課税の強化・軽減

○　農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乗じられている割合（0.55）を乗じないこととする等の評価方法の変更による課税の強化を平成 29 年度から実施。

○　所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等（設定期間 10 年以上）を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置（最初の３年間価格の１／２）を創設。

※ 賃借権等の設定期間が 15 年以上の場合、課税標準を最初の５年間価格の１／２。

６　主な税負担軽減措置等

◎　地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設

○　地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。

◎　固定資産税等の特例措置

○　防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。

○　ＪＲ九州（株）の国鉄から承継した固定資産及び事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上で廃止。

○　日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で２年延長。

○　新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を２年延長。

○　以下の特例措置について、わがまち特例を導入した上で延長。

・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置〔２年延長〕
・津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置〔４年延長〕
・認定誘導事業者※が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置〔２年延長〕

※ 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者

○　中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設。

7　納税環境整備等

◎　個人住民税の徴収引継特例の対象拡大

○　都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、当該年度分のみの個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金を対象に追加。

◎　加算金の加重措置の導入

○　国税における見直しと同様、短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算する措置を導入。

8　検討事項等

◎　地方法人課税

○　大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

◎　個人所得課税の見直し

○　社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

　個人住民税については、地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

◎　森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源確保

○　森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

※ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持

別紙

① 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（案）

乗用車（自家用）

登録車の税率	軽自動車の税率	対 象 車
非課税	非課税	電気自動車等
		H32 燃費基準＋10%達成
1.0%	1.0%	H32 燃費基準達成
2.0%	2.0%	H27 燃費基準＋10%達成
3.0%	2.0%	上記以外の車

トラック・バス（営業用）　【重量車】(車両総重量 3.5t 超)

税率	対 象 車		
		排出ガス要件	燃費要件
非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)		
	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28 規制適合	H27 燃費基準＋10%達成
		ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準＋10%達成
		ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準＋15%達成
0.5%		H28 規制適合	H27 燃費基準＋5%達成
		ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準＋5%達成
		ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準＋10%達成
1.0%		H28 規制適合	H27 燃費基準達成
		ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準達成
		ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準＋5%達成
2.0%	上記以外の車		

【中量車】【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(H27 燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

② グリーン化特例（軽課）（案）

【自動車税】〔現行〕

税率	対 象 車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
	H27 燃費基準＋20%達成 (H32 燃費基準達成)
税率を概ね 50%軽減	H27 燃費基準＋10%達成

【自動車税】〔H28.4～〕

税率	対 象 車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
	H32 燃費基準＋10%達成
税率を概ね 50%軽減	H27 燃費基準＋20%達成

（軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、現行の特例措置を 1 年間延長）

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

注2)電気自動車等を除くガソリン車・ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)に限る。